

# 技 術 基 準

制定 平成27年 4 月

芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成27年芦屋市規則第1号。以下「規則」という。)第12条の規定により、次のように技術基準を定める。

## 第1 緑地率等 (条例規則第10条及び11条第関係)

1 緑地率の基礎となる緑地面積については、次の各号により算定するものとする。

- (1) 既存の緑地等は、その面積の120パーセントを緑地面積とみなす。
- (2) 道路境界線からの水平距離が3メートル以内の緑地は、その面積の120パーセントを緑地面積とみなす。
- (3) 駐輪場又は駐車場等で緑化ブロック等により緑地とする場合は、その面積の50パーセントを緑地面積とみなす。

2 既存の幹周り1メートル以上の樹木並びに新植で高さ5メートルを超える樹木については、高木1本を2本とみなすことができる。